

特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設

平成 30 年度税制改正で、文化財保護法が改正されることを前提にして、「特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度」が創設されました。(租税特別措置法第70条の6の7)

美術品の中でも文化財に指定されているものには、美術館などが所蔵するもののほか、個人が所有するものもあります。個人が所有する美術品は、相続をきっかけに散逸や海外流出するなどして次世代に引き継がれないことが懸念されています。

今回創設された納税猶予制度は、美術品の保存・活用や次世代への確実な継承のために、個人が所有する美術品について美術館へ寄託することを促しています。

美術品の評価額の 80%にあたる相続税を猶予

「特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度」では、美術館などに美術品を寄託していた人が死亡したときに、一定の条件のもとで美術品の評価額のうち 80%の額に対応する相続税の納税が猶予されます。

納税猶予の対象となる美術品の要件

納税猶予の対象となる美術品は、重要文化財に指定された美術工芸品または登録有形文化財(建造物は除く)であって世界文化の見地から歴史上、芸術上、学術上特に優れた価値があるものとされています。

美術品を寄託する美術館の要件

美術品を寄託する美術館は、博物館法に規定する博物館または博物館に相当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開・保管を行うものとされています。

この制度で納税猶予の適用を受けるには、美術館と美術品の長期寄託契約を締結し、文化財保護法に規定する保存活用計画について文化庁長官の認定を受けることが求められます。また、美術品を相続した人は、その長期寄託契約と保存活用計画に基づいて寄託を継続しなければなりません。

またこの制度で納税猶予の適用を受けるには、担保を提供する必要があります。また、美術品を相続した人は、3年ごとに継続届出書と寄託先の美術館が発行する証明書を税務署に提出しなければなりません。

猶予された税額の免除と猶予の終了

納税が猶予された税額は、相続人の死亡など一定の場合に納税が免除されます。一方、美術品を譲渡した場合などでは納税の猶予が終了し、猶予された税額を納めなければなりません。

相続税の納税猶予はこれまで、農地や非上場株式などについて適用されてきました。今回の税制改正では、新たに重要文化財やそれに類する美術品についても適用されることになりました。

